

第3回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和元年6月6日(木)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所7階会議室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 12名
 - 1番 小倉哲也
 - 2番 栗原寛光
 - 3番 陸野光男
 - 4番 小泉勝彦
 - 5番 石川和利
 - 6番 関巖
 - 7番 田中幸一
 - 8番 渡辺義一
 - 9番 注連野千佳代
 - 10番 時田善夫
 - 11番 中山明
 - 12番 森田菊雄
- 5 欠席委員 4名
 - 1番 山寄和雄
 - 2番 石渡正明
 - 3番 渡邊美代子
 - 4番 切替一弥
- 6 出席事務局職員 4名
 - 伊藤事務局長
 - 齊藤主幹
 - 山田主査
 - 高品主査

◎開 会

令和元年6月6日午後2時00分 開会

○事務局長（伊藤恵一君） 皆様、どうもお疲れさまでございます。

初めに、会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） どうも皆さん、こんにちは。きょうは、暑い中をお集まりいただきましてありがとうございます。天気予報によりますと、この暑いのもきょうまでで、あしたからまた憂鬱な梅雨が始まるかと思うと、まだ決まっていないのですけれども、そういう予報であります。去年のような災害にならないような程度の雨を望んでいるところでございます。

きょうは、案件が5つほどありますので、よろしくお願いいたします。また、初めての経験をもって、先月の運営委員会もありましたので、その運営委員会のありようとかにつきまして研修の意味も含めて、会議が終わりましたら個別の質問も受け付けたいと思いますので、またよろしくお願いいたします。きょうはどうもご苦労さまでございます。

○事務局長（伊藤恵一君） では、ありがとうございました。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） では、しばらくの間、よろしくお願いいたします。

ただいまより第3回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は16名中12名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。2番、山寄和雄委員、7番、石渡正明委員、9番、渡邊美代子委員、11番、切替一弥委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（小泉勝彦君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

8番、関巖委員、10番、田中幸一委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

事務局、山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。それでは、議案第1号整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。

○事務局（山田尚史君） 本件につきましては、令和元年5月21日付で申請書の提出がありました。申請内容といたしましては、野田在住の個人が市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は市外に居住し、遠方で管理することが困難であることから所有権を移転したいとのことです。一方、譲り受け人につきましては、自作地に隣接しており、耕作上便利であることから売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料1ページの位置図及び2ページをごらんください。

場所につきましては、野田の字堂面となります。現地を確認したところ、現地のほうは現況畑で耕されておりました。

総会資料の3ページをごらんください。こちらは所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、①の全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。

農機具などについては、トラクターに田植機、耕運機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、農用車などを所有しております。

農作業の常時従事日数につきましては、世帯で900日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が109アールとなっており、50アールの要件を満たしております。

また、地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

12番、渡辺義一委員。

○12番（渡辺義一君） 12番、渡辺です。5月の26日日曜日午前中に譲り受け人の〇〇〇さんと現地の立ち会い確認を行いました。現地は、畑としてこれから耕す準備をされており、特に問題はありませんでした。あとは、事務局が言われたとおりです。特に支障はないと思われまます。皆さん、どうぞ審議をお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1ないし議案第2号の11については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第2号の整理番号1から11についてご説明いたします。

まず、議案の2ページから5ページをごらんください。本件は、市内の社会福祉法人が市内及び市外在住の所有者11人から農地16筆を買い取り、山林等を含め児童養護施設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、児童養護施設の事業面積は全体で7,600平方メートル、そのうち農地面積は5,887平方メートルとなっております。また、本件については令和元年5月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料の4ページの位置図をごらんください。申請地はJR横田駅の南東側約1.1キロ、百目木公園からは南西側約400メートルに位置し、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内にあることから、第1種農地と判断されます。

県の農地転用事務指針では、第1種農地における農地転用は、原則として許可しないこととされておりますが、今回の案件については転用許可の例外として規定されている「公益性が高いと認められる事業で土地収用法の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業」に該当するという事で君津農業事務所と共通認識がなされております。

総会資料の5ページの土地利用計画図をごらんください。児童養護施設を3棟と駐車場、広場をつくる計画となっております。

造成計画については、田畑を1.2メートルから2.2メートルの盛り土をする計画となっております。

安全面については、工事中は隣接住宅側に防じんネットを設置し、工事施工者により管理を行うと

のことです。

また、排水関係については、雨水は貯留浸透槽に貯留し、オーバーフローした排水を東側の水路に放流する計画となっております。汚水は、合併浄化槽で浄化し、同じく東側の水路に放流する計画となっております。

所要資金については、自己資金で賄う計画となっております。

総会資料の6ページから8ページには児童養護施設の立面図を、9ページには現地の写真を載せてあります。

他法令関係については、土砂等の埋め立てに伴う特定事業の申請、水路関係の法定外公共物占用許可の申請済みであり、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（小泉勝彦君） 本案件につきましては運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

中山運営委員会委員長、お願いします。

○運営委員会委員長（中山 明君） 15番、中山です。運営委員会の内容についてご報告いたしたいと思っております。

議案第2号の整理番号1から11についてですが、市内の百目木公園の近くにありますが、社会福祉法人が農地16筆を買い取り、児童養護施設用地に転用したいとする案件でございます。

5月30日に運営委員会を開催し、現地調査及び関係者から申請内容の確認をするとともに、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

現地調査は、5月30日午後2時から実施いたしました。現地では、申請者及び工事施工者に出席いただき、申請農地及び既存施設の確認をするとともに、事業説明をいただき、質疑応答を行いました。

現地での主な質疑内容ですが、申請施設の土地利用についての質問がありました。施設への入り口が2つあることについては、子供たちの通学路となっている県道長浦上総線の道幅が最も狭いところで約4メートルとなっております。そのような危険な道を通らなくても行けるようにしているとの説明がございました。

また、耕作についての質問がありましたが、申請地は現在耕作されている水田が2反ぐらい、あとは休耕している畑があり、水田はことしの稲作後に売買することになっている。畑については、10年ぐらい前までは耕作していましたが、今は地主さんが草刈りをして管理するだけで、地元で畑を耕作する農業者がいないため、事業に協力したいという地権者からの説明がありました。

そして、審査会を午後3時15分からこの市役所7階会議室において申請者、代理人及び工事施工者に出席いただき、行いました。事務局からの議案説明を受けた後、申請人及び代理人から事業説明を

受け、続いて委員から質問があり、説明をいただきましたので、その主な内容についてご報告いたします。

申請人からは、児童養護施設の必要性や県からも求められている施設であるという説明がありました。

質疑では、既存施設が3階建てに対し木造平家建ての計画について質問があり、国や県からの小規模で家庭的な施設が求められており、自然豊かな広い園庭で伸び伸びと生活をさせたいと考えているとの回答がありました。

また、所要資金については、今事務局のほうから説明がありましたとおり、来年度に児童養護施設の建物の補助金申請を行うが、現時点では自己資金で計画しているとのことでした。また、地元推進委員からは、一部耕作している水田はあったが、耕作放棄地が多く、地権者も手放したいという意向もあったので、問題ないのではないかという意見がありました。

運営委員会委員による採決の結果でございますが、駐車場台数の根拠等を確認した上で、運営委員全員一致にて許可すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでした。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1ないし11について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1ないし11については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の12について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第2号の整理番号12についてご説明いたします。

議案の5ページをごらんください。本件は、市外在住で診療所を営む個人が市外在住の個人から農地3筆を使用貸借し、診療所用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記

載のとおりです。なお、本件については令和元年5月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料10ページの位置図をごらんください。申請地は、袖ヶ浦市役所の南東側約1キロ、袖ヶ浦高校の西側約400メートルに位置し、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内にあることから、第1種農地と判断されます。

県の農地転用事務指針では、第1種農地における農地転用は、原則として許可しないこととされておりますが、今回の案件については転用許可の例外として規定されている「住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するということで君津農業事務所と共通認識がなされております。

次に、総会資料11ページから12ページの土地利用計画図をごらんください。土地利用については、平坦な田んぼなので、整地を目的とした砕石による盛り土を行いますが、土砂の搬入はありません。整地した後、スタッフルームとりハビリ施設の増築及びスタッフ用の駐車場を整備する計画となっております。

排水関連については、雨水排水は駐車場で抑制し、オーバーフロー分を西側水路へ放流する計画となっております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

総会資料13ページに建物の立面図を、14ページに現地の写真を添付しております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。複数案件ということで、5月25日午前10時ごろ、小泉会長と2人で現地確認を行いました。現地には代理人である〇〇〇の〇〇〇事務所の〇〇〇所長さんが見えまして、説明を受けました。事務局で説明されたとおり、〇〇〇の敷地のすぐ南側、田んぼ側1反歩なのですが、現在は耕作はされておられません。土地の所有者は、〇〇〇のお母さんだということだそうです。さきに説明があったように、主に駐車場にしたいということで説明を受けました。それで、小泉さんと2人で少し注文というか、要望を出しておきました。1つは、駐車場の雨が周囲、南と左右、三方は水田実際耕作しているわけで、直接水が水田のほうに入らないようにしてほしいという点が1点。それから、駐車場に入る車はその横の農道を通って入るという計画なので、それはちょっと支障があるのではないかと。農地を利用される方の邪魔になることが起こるので、できれば病院の駐車場のほうから直接下りられるように通路を設けてほしい、その2点を要望しておきました。使うこと自体は問題はないのではないかとということでご報告します。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小泉勝彦君） どうもご苦労さまでございます。

次に、本案件は複数委員案件となりますが、私が担当地区委員となりますので、この場で補足説明をさせていただきたいと思います。

ただいま関委員から言われたとおりであります。何の問題もないと思われまますので、特に補足することはございません。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、よろしいでしょうか。〇〇〇さんの後ろのいわゆる遊休農地になっていきますけれども、ここ先ほど事務局のほうから客土はしないというお話ですけれども、ここはすごく排水が不良の水田だと思うのです。そこに直接駐車場やるのですか。

○議長（小泉勝彦君） 事務局。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。ここは、まず砕石等を敷いて、埋まらないように固めるという話なのですが、土は入れないですが、砕石である程度固めるという計画になっています。

○1番（小倉哲也君） わかりました。その砕石の量というのはどのぐらい入れるのですか。これ恐らく隣の水田とほぼ同じですよ。そうすると、隣のほうに、砕石を敷いた場合に田んぼのほうにその砕石崩れ落ちてしまうという危険性はないですか。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。総会資料12ページをごらんになっていただきたいのですが、今回の〇〇〇の増築する駐車場用地の土地利用計画図が載っておりまして、この田んぼの間に新設C B 3段積というのがコンクリートブロックという意味で、砕石等が隣の農地に行かないようにコンクリートブロックの壁をつくる予定になっております。それで、流れ出ないようにする計画となっております。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、よろしいですか。基礎はどういうふうにするのですか。ブロックただ積んでいるだけでは意味ないですよ。ブロック3段積みでかさ上げするということですよ。そうすると、下の基礎はやらないのですか。ただ、ブロック積むだけではないですよ。

○議長（小泉勝彦君） では、ちょっとその間に、先ほど関委員が言われた、いわゆる農道を使わないで途中のこの辺から出入りができないかということで提案をしてみました。既存の駐車場のほうから入る道をつくってくれということで。あの農道を使ってはちょっとまずいだろうということで。

ブロックを積み上げるのでも、倒れないようには当然すると思えますけれども、鉄筋で。

○1番（小倉哲也君） 当然鉄筋でやると思うのですけれども。

○16番（森田菊雄君） この空き地の中にこれだけ常設するということですか。

○議長（小泉勝彦君） そうです。この白い、このところにリハビリ施設と、あと職員のスタッフルーム。何か下は盛り土をしないで、柱だけが立って、隣と同じぐらいの高さまでという。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。先ほどの小倉委員からの質問なのですけれども、今見積

書の内訳のほうから確認をさせていただいて、基礎工事等が行われるということで内容が入って
ましたので、基礎をやる予定です。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○1番（小倉哲也君） ちょっと確認ですけれども、残土は入れないですね。

○事務局（高品吉朗君） はい、残土は入れないです。

○議長（小泉勝彦君） どうぞ。

○8番（関 巖君） 現地見て、私が質問するのも変ですけれども、高さ、あのときこの農道と同じ
ぐらいの高さにすると、それ以上は上げないということなのですが、駐車場に降った雨水が、そのと
きも水田の影響を与えないようにしてほしいとは要望したのですが、その雨水の排水計画はどうなっ
ていますでしょうか。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。雨水の排水計画は、駐車場で抑制し、オーバーフロー
した分を西側の水路へ放流する計画になっております。

○8番（関 巖君） ますみたいのをつくって、ある一定の量を超えたら、あふれたらそのまま農業
用水路に流すと。

○事務局（高品吉朗君） そうです。ある程度まとめて抑制してから、オーバーした分を水路に放流す
るといいます。

○8番（関 巖君） それで、駐車場ですと、オイル漏れとか、そういうただの雨水ではない油分と
かがあると思うのですけれども、そういったものの処理は特にしないということなのですか。舗装す
ると言いましたっけ。

○議長（小泉勝彦君） 舗装しない。

○事務局（高品吉朗君） そうです。碎石なので。

○8番（関 巖君） ちょっと心配なのは、そういう浸透するにしろ流れ出るにしろ、3面が実際に
水田耕作しているので、その影響が心配なのです。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。あそこら辺の水田は、用水がなかなか来ない。返って浸透水
が来ると結構喜ばれるのではないかなと思う。あそこは、神納集落というのは、用水の水がかなか
来なくて、水の出入りがえらく悪い。だから、多分浮戸川からもやっているのだけれども、なかなか
水路が余りきれいではなくて、通りがすごく悪い。だから、いつも潜ってしまう。水が来ないとき
にあげて浸透にこうやって水が流れたとき、喜ばれるのではないかなと思いますが、私の意見ですけれ
ども。

○8番（関 巖君） 車の駐車場の水というのはどうなのかなと。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。事業者のほうには、その点を注意するようきちんと説明
して、そういうことがないように事業をするように指導させていただきます。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の12について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の12については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 令和元年度第3次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第3号 令和元年度第3次農用地利用集積計画書（案）の承認について議題といたします。

議案第3号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。こちらの議案第3号の資料をごらんください。それでは、議案第3号 令和元年度第3次農用地利用集積計画書（案）について説明いたします。

この集積計画案については、農地法第3条の第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、農用地利用集積計画書（案）の5ページをごらんください。今回の申請につきましては、利用権設定が3件で、全て通常の利用設定となっております。利用権設定を受ける方の面積は、合計で91.88アール、9,188平方メートルとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、こちらの資料の1ページから2ページに記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

はい。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、よろしいでしょうか。農用地利用集積の関係で、整理番号1-5-2と1-5-3で借り受け人が〇〇〇さんで、片方が貸し手が〇〇〇さん、奥さんだ

と思うのですけれども、これは土地を借りて土地を貸すという形になりますよね。その場合、基盤強化の関係で農地が多分少なくなってしまうのですよね。〇〇〇さんのほうが6,919平方メートル貸してしまうのですよね、〇〇〇さんに。〇〇〇さんの借り受けが1,195ですから、約1反1畝、面積が同じ経営の中でかなり減るのですけれども、この辺は大丈夫ですか。経営基盤強化の経営計画には差し支えないですか。〇〇〇さんと同じうちですよ。

○事務局（山田尚史君） はい、そうなります。所有者名が違うだけの同じというか、農業者という形の経営体なのですけれども、経営耕地面積につきましては5ページの表のほうを見ていただきまして、こちら現在の経営耕地面積がそれぞれこれだけありますということで、減ってもある程度の面積はやっていると。今回田を借りて畑を貸すという形で、農作業上の都合によりという形になっております。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○1番（小倉哲也君） わかりました。〇〇〇さんのところは花栽培やっていますよね。シクラメンやっていますよね。その辺の関係で、経営的には問題ないわけですね。

○事務局（高品吉朗君） そうですね。ハウス栽培になっています。

○1番（小倉哲也君） そういうことであれば、わかりました。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認の件

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第4号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認についてを議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第4号についてご説明いたします。

議案第4号の1ページをごらんください。初めに、目標及びその達成に向けた活動の点検評価などを行うかの理由について説明いたします。農業委員会等に関する法律の一部改正が国会において成立し、28年4月1日から施行され、農業委員会は農地などの利用最適化が必要事務となり、その実施状況をインターネットなどにより公表することとなっております。

それでは、改めて議案の1ページをごらんください。こちらには農業委員会の状況として農地面積や農家数などを農林業センサスに基づき載せています。また、農業委員会の現在の体制についても載せています。

では、2ページをごらんください。こちらは、担い手への農地の利用集積、集約化の状況を載せております。農業従事者の高齢化や後継者不足による遊休農地の増加、有害鳥獣被害などにより不耕作地の増加が課題となっており、担い手への集積実績は220.83ヘクタール、達成状況は95%となるため、耕作可能な農地の担い手への集積についてはさらに推進する必要がある、このため目標に対する評価は目標未達成となるので、今後はより積極的な活動が必要だと考えております。

次に、3ページをごらんください。こちらは、新たに農業経営を営もうとする者の参入状況を載せています。平成30年度に農地を取得や賃貸借などして新規に営農を行おうと新規参入した者は2経営体でした。内訳は、個人酪農家の新規就農が1名、農地所有適格法人が1社となっております。参入目標は1経営体であったため、目標に対する評価は良好で、活動に対する評価は適当であると考えます。

次に、4ページをごらんください。遊休農地の状況について載せています。平成30年度の遊休農地面積は72ヘクタールとなっており、全体の2.69%となっております。遊休農地解消の活動は、8月下旬から農地利用最適化推進委員と農林振興課と協力し、利用状況調査を実施し、遊休農地の把握をしました。また、遊休農地の所有者へ利用意向調査を実施し、農地中間管理事業の推進などを行いました。遊休農地解消目標は5ヘクタールですが、解消実績は12ヘクタールで、達成状況は240%でした。目標に対する評価は良好であります。新規の遊休農地の発生により全体面積は前年度を上回ったことから、農地中間管理事業の周知や所有者への指導などを積極的に行う必要があると考えます。

次に、5ページをごらんください。違反転用への適正な対応について載せています。平成30年度は、違反転用面積が0.7ヘクタール増加し、8.0ヘクタールとなっております。違反転用は、早期発見、早期指導が重要であり、転用後の指導による農地復元は非常に困難となっております。活動に対する評価は、今後は是正指導を継続的に行うとともに、農地パトロールによる違反転用の早期発見、早期指導を強化していきたいと考えています。

次に、6ページから8ページをごらんください。こちらには平成30年度に行った農地法事務の内容を載せています。農地法3条の農地の売買などの申請が47件、農地転用の申請が43件、農地所有適格

法人からの報告が11法人あり、農地の賃借料情報の提供なども行っております。また、事務の実施状況の公表をホームページにて行っています。

このような内容で平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を作成しましたので、ご意見などがありましたらお願いいたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

関委員、どうぞ。

○8番（関 巖君） 8番、関です。遊休農地が合計72ヘクタールとなっておりますが、私も神納なので、神納地先は結構遊休農地が多い、不耕作地が多いので、その感覚からすると、市内全体で72ヘクタールというのは随分少ないなという印象は受けるのです。これは印象なのですけれども。この数字というのはどういう調査、どういう集計で出てくるわけですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局より説明します。

こちらの遊休農地につきましては、農地の利用状況調査により市内の耕地を推進委員さんなどと一緒にめぐって、その際に現地の状況を確認して、遊休農地として計上すべき状態にあるものについて上げたという形になります。なので、こちらはただ耕作していないというだけではこの遊休農地という条件に当てはまらないものとなっております。

○8番（関 巖君） では、要するに現地を確認しているということと、つくっていないのは遊休でないというのは、その辺どういうことですか。

○事務局（山田尚史君） こちらの遊休農地というものが1号遊休農地という基準がありまして、こちらは機械など、通常の農機具などを使っても直ちに耕作を再開することが困難な農地、具体的に言うと木が生えてしまっているとか、既にもうぐちゃぐちゃで湿地などになっているなどで、普通に機械を入れたら、うない直ただけですぐに耕作を再開することが困難なものというのがこちらに計上されている面積となっております。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。遊休農地の定義の関係で補足説明いたします。

遊休農地とは、通常の農家さんが持っている機械で耕作ができない農地ではありますが、農地に復旧ができる農地であり、逆に復旧ができないというものになれば、非農地判定となります。

耕作できる農地への見込みがある農地ですので、利用状況調査の判定後、意向調査を行いまして、農地の貸し借りの中間管理機構へ結びつける取組みを行っています。

○13番（注連野千佳代君） 非農地は入っていないということですよ。

○事務局（齊藤秀夫君） 非農地は入っていません。非農地というのは、山林化し、農地に復旧ができない農地です。

- 15番（中山 明君） 15番、中山です。もう一回確認したいのだけれども、ヨシ山でヨシが生えてしまつて2メートルぐらいになってしまつているところ、そういうところも遊休農地ではないということですか。冬場に火燃やしてしまつてトラクターでうなつてしまえばきれいになるのだけれども、そういうのは遊休農地にはならないということですか。
- 事務局（齊藤秀夫君） 耕作できる農地に復旧できるため、遊休農地です。
- 13番（注連野千佳代君） 復旧できない木々が生えているところが非農地になる。
- 事務局（高品吉朗君） これから8月後半から農業委員さんではなくて、推進委員さんのほうに利用状況調査というのをしてもらふのですけれども、その際に現時点で現場を見て、ヨシ山が2メートルあるといたら、これを冬場に刈つて燃せばまた農地に戻るのですけれども、今現在はかなり荒れていると判断しますので、これは1号遊休農地と判定します。そして、通知を地主に出して、今後どうしますか、活用しますかという意向調査を出します。今後地主さんがまた耕作するよとか誰かに貸してつってもらふよとか、あとは中間管理事業を使って県のほうに借り手を探してもらふのですとか、いろんな意向を調査しますので、現地を見た時点でそういった今はちょっと荒れているようなところだけれども、機械を入れればもとに戻るような農地が1号遊休農地です。
- 15番（中山 明君） 15番、中山です。では、きのうちちょっと相談受けたのですけれども、袖ヶ浦公園のすぐ下に、南側に2反ぐらい荒れている、ヨシ山になっているのがあつたのです。その北側隣にネギやつている人から、このところ何とか農業委員会のほうに言つて施主に刈つてくれと言つてくれないかと言われた。そういうやつはどういうふうにするのか。
- 事務局長（伊藤恵一君） 近所の耕作者が、雑草が繁茂したりして迷惑しているということですよ。
- 15番（中山 明君） そう。すぐ隣でネギ畑やつています。
- 事務局長（伊藤恵一君） その際は委員さんや地権者から情報をいただければ、こちらから指導いたします。
- 15番（中山 明君） では、地主さんに草刈つてくれと言つてくれるということですか。
- 事務局長（伊藤恵一君） はい。まずは、一番最初に会長名で書面により指導しますので、後ほどまた教えてください。
- 15番（中山 明君） わかりました。
- 議長（小泉勝彦君） 山田君。
- 事務局（山田尚史君） 済みません。訂正いたします。

先ほど私のほうから述べた農地の条件は荒廃農地というもののほうの条件でして、遊休農地につきましては農地法の32条の1項1号、2号において現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、または農業上の利用の程度が周辺の地域における農地の利用の程度に対して著しく劣っていると認められる農地ということで、復旧が可能な農地となっております。また、農地法のテキストの29ページにそのあたり利用状況調査などについて載つていますので、後で

お時間のほうありましたら見ていただければと思います。先ほど言いましたのは、この荒廃農地というものの条件のほうになっていましたので、訂正いたします。申しわけございませんでした。

○議長（小泉勝彦君） それと、もう一点、本件について、8月の農地利用最適化推進委員との意見交換会等の場を持ちまして説明をいたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○16番（森田菊雄君） 16番、森田です。そういった場合、今航空写真とか結構盛んにやっているのだけれども、そういう資料とかは使っているのですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。利用状況調査は、現場で毎年行うのですけれども、やはり場所によっては車が入っていけない狭い通路を歩いていたりとか、この先が山になってしまっているような農地も中にはありますので、その場合、市役所の航空写真等で確認をして、今現在農地がどういう状況かというのを判断したりで使っております。

あと、畑についてなのですけれども、田んぼと違って畑だと区分けが非常に難しいので、この荒れているところは何番地なのかというのが現場でわからないときがあります。そうすると、航空写真等で何番地というのを確認をして判断するというのに使っております。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、5ページ目の違反転用への適正対応というところで、管内の中で8ヘクタールの違反転用があると。ただ、その違反内容についてはかなり古い案件で、改善がされていないという報告があるのですけれども、8ヘクタールの具体的な内容というのはもし教えていただければ。それから、その筆数というか、件数が何件あるのかという、その辺がもし。その後この案件が、例えば問題となる可能性のあるところというものはあるのかどうか。例えば法的措置が必要なのかどうか。そういったところも踏まえて教えていただければありがたいのですが。もしあれでしたら次回でも結構です。

○議長（小泉勝彦君） 次の総会ということでよろしいですか。

○1番（小倉哲也君） 結構です。

○議長（小泉勝彦君） では、事務局のほうよろしくお願ひします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手願ひします。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認の件

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第5号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第5号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。次は、議案第5号についてご説明いたします。

議案第5号の1ページをごらんください。先ほどの第4号でご説明させていただいたように、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われたことにより、農業委員会は農地などの利用の最適化推進が必要事務となり、目標とその達成に向けた活動計画を作成し、ホームページなどで公表することが必要となっています。そのため、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画案を作成いたしました。

では、1ページをごらんください。こちらには現在の農家数や農地などの概要、農業委員会の体制などを載せています。基本的には3月31日時点ですので、先ほどと同じ形になっています。

次に、2ページをごらんください。担い手への農地の利用集積、集約化についてですが、現在認定農業者に農地を220.83ヘクタール集積してきました。今年度の利用集積、集約化の目標面積は新規で15.8ヘクタールとして、農業経営基盤強化促進法による利用集積制度の周知を行うとともに、利用状況調査などで利用できる農地の把握を行っていききたいと思います。

新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についてですが、平成30年度の新規参入者は2名でした。新規就農の相談は、窓口などで随時受けています。今年度の目標は1経営体とし、新規就農の相談があった場合には関係機関と協力して支援を行うとともに、農地のあっせんについても積極的にできるよう準備していききたいと思います。

次に、3ページをごらんください。遊休農地に関する措置についてですが、平成30年度の遊休農地面積は72ヘクタールとなっています。この面積は、昨年の利用状況調査で1号遊休農地と判定した面積となっています。今年度の遊休農地の解消面積目標は5ヘクタールとし、利用状況調査結果を整理活用し、積極的に耕作者へあっせんしていききたいと思います。

違反転用への適正な対応についてですが、違反転用面積が0.7ヘクタール増加し、現在は8ヘクタールとなっています。違反転用は、早期発見、早期指導が重要であるため、農地パトロールを大事にしていきたいと思えます。また、違反転用者に対しては、是正指導や文書による勧告を行い、悪質事案については県と連携を図り対応したいと思えます。

令和元年度はこのような活動計画を作成しましたので、ご意見などがありましたらお願いいたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

はい。

○12番（渡辺義一君） 12番、渡辺です。今の説明で遊休農地の面積が72ヘクタールなのですけれども、これは水田と畑、両方だと思えるのですけれども、水田が何ヘクタール、畑が何ヘクタールというような資料はあるのですか。

○事務局（山田尚史君） そうしましたら、議案第5号の1ページ目の農業委員会の状況、農家・農地等の概要という項目の中の耕地面積や経営耕地面積などが書かれている表のところに、田んぼと畑の簡単な内訳が書かれておりますので、田んぼと畑だけですけれども、こちらのほうを参考にさせていただければと思います。

○議長（小泉勝彦君） どうぞ。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、3ページ目の5番目の違反転用の適正な対応の中の課題なのですけれども、この①は課題ではないですよ。かえって、第4号議案の5ページ目にあります課題の1、2、これが入ってくるのではないですか。この早期発見、早期指導というのは、課題ではない、指導内容ですよ、これ。ですから、違反転用は古い事案が多くて、既成事実化されており、指導の効果が低いのだと、これが課題なのだよということですよ。ですから、こっちを入れたほうがすっきりするのではないですか。この早期発見、早期改善というのは、その指導内容のほう、活動計画になりますよね。大変細かいところで申しわけないのですけれども、そうちょっと思ったものですから。

○事務局（山田尚史君） それでは、事務局から回答させていただきます。

ただいまご指摘のありました事項につきましては、こちら修正のほうさせていただきまして、実際の計画のほう公表する際には直したものを上げたいと思います。

○議長（小泉勝彦君） 関委員、お願いします。

○8番（関 巖君） 8番、関です。2点質問なのですが、1点目は今の遊休農地のところ、3ページが一番上の管内の農地面積2,602ヘクタールと書いてあります。左側、2ページが一番上の現状の管内の農地面積2,530ヘクタールと書いてあるのですが、この数字が違うのはどういうことかということが1点。

もう一点は、違反転用の8ヘクタールをこしは幾ら減らすとかという数字目標は書かないのかという点、2点ちょっとお願いします。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） それでは初めに、事務局より遊休農地の面積につきましての質問にお答えします。

こちら遊休農地の項目の面積につきましては、1 ページにあります農地面積に遊休農地の面積72ヘクタールを足した面積となっております。なので、耕作されている面積が2,530ヘクタールあり、それと遊休農地の耕作されていない農地の面積72ヘクタールを足した面積として2,530足す72ヘクタールで2,602ヘクタールという形で記載させてもらっております。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） こういう書き方をしろということなのですか。

○事務局（山田尚史君） 例年こういう形でやらせていただいています。

○1番（小倉哲也君） 同じ農地面積ですからね。耕地面積と書いてあるならわかるけれども。

○8番（関 巖君） 2,530は、1 ページ目は耕地面積と書いてあって、2 ページ目が農地面積と書いてあって、3 ページ目も農地面積と書いてあって、耕地面積と農地面積がごちゃごちゃになっている。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。関委員の違反転用の解消目標面積等は求めないのかというご意見なのですが、この活動計画の様式は定められています。そのところで目標の数値までは載せるところがなかったのですが、私たちの事務局のほうとしましては今ある転用面積をできる限り減らしていこうということで対応を考えております。あと、早期発見、早期指導がやはりふやさないとになりますので、農地パトロールのほうを皆さんにもこれから実施してもらいますが、事務局のほうも強化していきたいと考えております。

○8番（関 巖君） そういう書式があるということでわかりましたけれども、実際神納地先ですと不法投棄とか残土の山になっていたり、あるいは廃車が農地にずっと積んであったり、結構たくさんあるので、私も時々農業委員会さんをお願いしていたのですが、ぜひことしもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第5号について、賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局の齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案6ページになります。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。なお、専決処理期間は、平成31年4月1日から4月30日までで1件でございます。

続きまして、協議報告第2号についてご報告いたします。

議案7ページから9ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。なお、専決処理期間は、平成31年4月1日から4月30日までで10件でございます。

報告は以上でございます。

◎その他

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 事務局から何かありますか。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。1件ご報告がございます。昨年度からの継続案件で、地目変更の処理の関係でございます。場所は〇〇〇から〇〇〇に向かってさらに〇〇〇に向かう途中から〇〇〇に入って〇〇〇の農地になりますが、法務局から地目変更の照会がきまして、農業委員会では現地調査の上、農地回答したのですが、法務局からは連絡がないまま、法務局の職権により、田から雑種地に変更されてしまいました。雑種地になれば農地法から手続が外れますので、現在、所有権も移転され、太陽光発電施設が整備されている案件がございます。

この関係で、3月の総会でも問題になりまして、法務局に対しては、農業委員会としては抗議文を提出したところでございます。先日の農林業振興審議会の中でも、これについては、是正指導し、撤

去命令をすべきだという意見がありました。

農地法で指導するには、農地転用の許可をするのは県知事ですから、現在、県と対応を協議中です。

今後、対応状況について、ご報告していきます。

○議長（小泉勝彦君） また進展等ありましたら、皆様にご報告したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○1番（小倉哲也君） 具体的な内容はよくわからないのですが、今お話の中の法務局の職権というお話ありましたけれども、その市町村の農業委員会を通さずに法務局が独断でできるのですか。

○事務局（齊藤秀夫君） 法務局に地目変更の申請があると、法務局から農業委員会に、現況が農地かどうか、今後農地として復元できるかどうかを判定する文書照会が来ます。今回の場合は、事務局と担当地区委員で現地調査を行い、現地は遊休農地の状態だったのですけれども、〇〇〇が植えられている状態だったのです。このため、耕作できる農地に復元できるので、農地ということで現況を回答いたしました。その後、法務局から雑種地にしたというような連絡がなかったものですから、太陽光発電施設を整備しているという情報が事務局に入り、現場を確認後、土地登記簿を確認するまでは、地目変更が実行されたという把握はしていませんでした。

地目が変わると農地法から手続が外れてしまうので、農地以外にされてしまう状態です。

現在は、太陽光発電施設が整備されている状態ですが、〇〇〇に対して、県と対応を相談しているところです。

○議長（小泉勝彦君） 農林業振興審議会というところの会長も私務めておられて、事務局と話をし、今肅々と対応をしているところです。またこれからも逐一報告をしていかなければならないなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○8番（関 巖君） もしそれが可能であれば、農地を農業委員会関係なく太陽光パネル等をつくるのが可能になってくるということになりますよね。

○議長（小泉勝彦君） 最初から、そこまではちょっと私は返事できないのですが、そういうことになってしまいますね。それは、本当にとんでもない話です。

○13番（注連野千佳代君） 13番、注連野です。私も先日の農林業振興審議会に会長と森田職務代理と3名で出席していました。〇〇〇が近くですので、通るときにちょっと見たりしていたのですが、何かちょっと〇〇〇と思った何日か後にはもうできていたりして、あっという間だったのです。そういうときにも推進委員の方も含めて皆さんに何かちょっと動きがあったら、すぐに事務局に連絡するかどうするかという、そういうマニュアルではないけれども、やっぱり何か決めておいたほうがいいのかなとは思っています。

○事務局（齊藤秀夫君） 現場担当の推進委員さんによく現場を見てもらって、何かあったら事務局のほうに連絡していただくような、そういう流れをつくりたいと思います。

○議長（小泉勝彦君） はい。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、今の件について、さっき関委員さんも言われたように、これが実際に通ってしまうと、行く行くは多分問題が出てくるだろうというふうに思います。その辺のところの顛末を後でまたきちんと説明していただければありがたいなと思うことと。

それから先ほど法務局の職権でやられたというのですけれども、これ県のほうに打診はあったと思うのです。ですから、県のほうにもその辺の経緯を市からこれはきちんと言わないと、問題が出てくると思いますので、その辺はひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○事務局（齊藤秀夫君） これは、県内で問題になっていまして、昨年度、県と法務局が協議し、法務局への回答方法の申し合わせをしたところでございます。

○1番（小倉哲也君） よろしくお願ひします。

○議長（小泉勝彦君） ほかに何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（小泉勝彦君） これをもちまして第3回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後3時24分 閉会